

平成 27 年度決算特別委員会における附帯決議への対応について

県営住宅神領団地の土地賃貸借契約に係る決算特別委員会附帯決議（平成 27 年 11 月 9 日）を
ふまえ、次のとおり対応することとする。

1 附帯決議事項

知事は、来年度以降の事業執行に当たり、次の措置を講ずべきである。

1. 県営住宅神領団地の用地の賃貸借契約に係る借地料については、債務負担行為として定めること。

2 附帯決議に係る対応

- (1) 当該附帯決議の趣旨をふまえて、慎重に検討した結果、契約期間が長期にわたること、
契約金額（将来負担することとなる債務）が多額であること、事実上契約解除が困難である
ことの理由により、債務負担行為を設定することが適切と判断。
- (2) 当該契約については、平成 29 年度以降の支出予定額にかかる債務負担行為を設定するこ
ととし、平成 28 年度当初予算に計上。

【参考】

○債務負担行為設定内容

事 項	県営住宅神領団地等土地賃借
期 間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
限度額	4,350,304,000 円